

令和6年度 鳥取県会計年度任用職員採用試験募集案内 (判定保護指導員)

＜連絡先＞

◆鳥取県福祉相談センター総務課◆
〒680-0901 鳥取市江津318-1
電話(0857)23-6213 <https://www.pref.tottori.lg.jp/fukushisoudan/>

1 受付期間・試験日時・試験会場・合格者発表日

受付期間	<p>随時募集しています。</p> <p>◎採用試験申込書を郵送又は直接持参により申し込んでください。</p> <p>◎郵送による場合は封筒の表に「受験申込」と朱書してください。</p> <p>◎持参による場合の受付時間は午前8時30分から午後5時15分までです。 (土・日曜日、祝日は閉庁日のため受け付けておりません。)</p>
試験日時	<p>随時試験を実施します。</p> <p>◎試験日時は相談により決定しますので、採用試験申込書に確実に連絡がとれる電話番号を記載してください。</p>
試験会場	鳥取県福祉相談センター 2階体育館 (鳥取市江津318-1)
合格者発表日	試験日から3営業日後以内に受験者へ合否通知を発送します。

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職種	採用予定者数	職務内容	配属先
判定保護指導員	1名	<p>①療育手帳の判定等に関すること。</p> <p>②心理診断事務の補助に関すること。</p>	福祉相談センター

3 受験資格

- (1) 年齢、性別を問いません。
- (2) 必要な資格、免許等
 - ・児童福祉及び障がい者福祉に関する知識を有する者
 - ・福祉専門職として、相談者や対象者に対する配慮が出来る者

以上の条件を満たし、次のいずれかに該当する者

 - ①学校教育法に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学又は社会学を専修する学科を修めて卒業した者
 - ②社会福祉主事として、2年以上児童福祉事業に従事した者
 - ③教育職員免許法第2条に規定する教員、保健師助産師看護師法第7条に規定する保健師若しくは看護師又は児童福祉法第18条の4に規定する保育士のうちいずれかの資格を有し、実務経験のある者
- (3) 地方公務員法第16条に該当する人は受験できません。
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ・地方公務員法附則(平成11年12月8日法律第151号)による経過措置としての準禁治産者
- (4) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。
また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務(許認可事務、補助金等業務等)には就くことができません。

4 試験内容

試験種目	配点	内容
作文試験	50/150 点	・会計年度任用職員として必要な知見を確認するための筆記試験 ・作文テーマに関する受験者自身の考えを A 4 判用紙 1 枚 (600 字から 800 字程度) に記述して、受験申込時に事前提出
適性検査	—	・一般的な適性を確認するための性格検査 (20 分程度)
人物試験	100/150 点	・個別面接による人物についての口述試験 (20 分程度) ・面接委員 3 名

5 任用期間

採用日～令和 7 年 3 月 31 日 (予定)

※採用日は調整の上決定します。

6 勤務条件 (予定)

給与	○報酬 日額 11,060 円 ※上記金額は、現段階における予定額です。県一般職の給料月額の設定等に準じて改定するため、任期途中で改定する場合があります。
	○期末勤勉手当 (任用期間が 6 月以上で 12 月 1 日 (基準日) に在職する場合) ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 ※県一般職の期末勤勉手当の改定に準じて改定するため、任期途中で改定する場合があります。
	○費用弁償 (通勤手当) 通勤距離片道 2 キロ以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1 月当たり 55,000 円を限度額として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額 1,295 円から 40,557 円までの範囲内で支給します。
福利	健康保険 (地方公務員共済)、厚生年金保険、雇用保険対象 (加入条件を満たす場合に限る。)
休暇	次に掲げる休暇を取得できます。 (1) 年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇が付与されます。(任用期間中に最大 10 日) (2) 特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後 (各 8 週) などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。
勤務日及び勤務時間	勤務日は月 17 日以内 (勤務日数は相談により決定します。) 勤務時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
任用の期間	任用期間の更新はありません。

7 受験申込手続

提出書類等	(1)採用試験申込書 1通（顔写真を貼付すること。） (2)作文試験の作文 【作文試験】 以下のテーマについて受験者自身の考えを書いて、採用試験申込書と一緒に事前提出してください。（A4判用紙1枚（600字から800字程度）。ワープロ作成可。） テーマ：「子どもの権利について、あなたが感じていること」 (3)合否通知用受取先を記入した返信用封筒（84円切手を貼付）1通
申込先	鳥取県福祉相談センター 総務課 〒680-0901 鳥取市江津318-1 電話(0857)23-6213 https://www.pref.tottori.lg.jp/fukushisoudan/

※提出書類等は返却しませんので、あらかじめ御承知ください。

8 合格者の決定方法

作文試験、人物試験の得点を合計した得点に適性検査の結果を勘案して合格者を決定します。
 ただし、それぞれの得点が一定の基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

9 合格者の発表

受験者全員に郵送で合否を通知します。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が直接開示場所へおいでください。

その際、運転免許証、学生証等写真により受験者本人が確認できるものを持参してください。

また、合否の通知とは別に、希望者には郵送により試験結果を通知しますので、希望される方は、試験当日に84円切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔定型長3（23cm×12cm）〕を持参してください。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人	試験の合否、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点（不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。）	合格発表日から1か月	鳥取県福祉相談センター

11 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、試験開始時刻までに必ず試験会場に入室してください。（遅刻者は受験できません。）
- (2) 受験の際は、筆記用具（HB又はBの鉛筆、消しゴム）を持参してください。

12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格決定通知書の発送及び採用手続き、配属先の決定以外には利用しません。